アスベスト対策の抜本強化を求める意見書

アスベスト関連製品を製造していた事業所の従業員や周辺住民が中皮腫等のアスベストが原因と見られる疾病により死亡している事例が各地で報告されています。アスベスト関連疾患は、発症までの潜伏期間が数十年ときわめて長く、今後大量発症の可能性が高いため、国民の不安は高まってきています。

新宿区においては、相談窓口の設置、公共施設等のアスベスト使用状況調査並びに除去・封じ込め等の対策を実施し、住民の不安払拭に取り組んでいるところです。

国においては、去る7月29日に「アスベスト問題への当面の対応」を明らかにしていますが、被害者の救済や国民の安全と安心をさらに確保するため、国の責任で以下の措置を早急に講じられるよう強く要望します。

記

- 1 「アスベスト問題に関する関係省庁会議」を格上げして、総理大臣 を本部長とするアスベスト対策本部を設置し、政府をあげてアスベ スト対策を推進すること。
- 2 教育施設をはじめとする公共建築物、民間建築物のアスベスト利用 状況の徹底した調査を行い、利用者に対して適切な情報開示、ばく 露防止のための対策を進めるとともに解体作業に際して、その情報 が適切に利用できるよう体制整備を進めること。
- 3 過去から現在に至るアスベスト取扱い事業所において、取扱い作業 に従事した者のアスベストによる健康被害の可能性などについて、 情報提供を行うよう事業者へ徹底すること。
- 4 産業保健推進センター、保健所や労災病院等で健康被害に対して相談できる窓口を整備するとともに、ペメトレキセド(アリムタ)の早期承認など診断治療体制の整備、より鋭敏かつ効果的な診断法や治療法の開発のための研究を進めること。また、そのための中皮腫登録制度を創設すること。
- 5 アスベスト取扱い事業所の過去・現在の労働者及びその家族の健康 診断を進めるよう事業者に対して徹底するとともに、ばく露が想定 される周辺住民等の健康診断に対応できるよう地方自治体の健診事 業等のあり方を適切に見直すこと。
- 6 アスベストによると想定される肺がん・中皮腫はその潜伏期間がきわめて長期であることをふまえ、現行の制度下で救済の対象とならない事例の労災認定のあり方について検討を行うとともに、現行制度では救済されない人たちの救済を図ることを主眼にした新法を早期に制定すること。
- 7 アスベスト含有製品の全面禁止を早期に達成するため、代替化の促進を図ること。
- 8 自治体及び民間が実施する建物解体等に伴うアスベストの飛散防止・廃棄物対策の強化並びに財政支援措置を講じること。

9 経済発展に伴ってアジア地域でアスベストの使用が急増していると言われているが、日本企業がこれらの国で関連業務に従事する場合に、アスベストの使用禁止措置を講じるなどの対応を早急に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成17年10月 日

新宿区議会議長名

衆議議総大科学屋経国環院議選理臣学働業通大科学産交大大大大大大大大大大大

あて